

福岡市教育委員会

はじめに

『宝島』の海賊たちが盗んだ財宝よりも、本には多くの宝が眠っている。 君たちは、人生のすべての日々において、その宝を味わうことができるんだ。

ウォルト・ディズニー (1901~1966)

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものとし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができないもの」です。(「子どもの読書活動の推進に関する法律」より)

福岡市においては、平成17年に「福岡市子ども読書活動推進計画」を、さらに平成23年に「福岡市子ども読書活動推進計画(第2次)」を策定し、12年間にわたって、学校・家庭・地域・図書館を中心に、関係機関や団体と連携しながら、創意ある取組みを推進してまいりました。

その結果, ①いつでもどこでも自分から読書に親しめる環境の整備, ②大人も子どもも読書に親しめる機会の提供, ③子どもの読書活動を支える人材の育成, ④メディアとのよい関係づくりと「福岡市子どもと本の日」「共読」等の推進, ⑤市民全体として子どもの読書活動を支えるしくみづくり, の5つの基本目標ごとに確かな成果が上がっています。一方で, 子どもたちの状況に目を転じると, スマートフォン等情報通信機器の過剰な使用による「読書離れ」「語彙力の欠如」など, 憂うべき課題も見られます。

こうした中, 市長部局との連携の下, これまでの取組みの成果と課題を踏まえ, きたる6年間を展望して, 「福岡市子ども読書活動推進計画(第3次)」を策定いたしました。

今後この推進計画に基づき,「つくろう ことば輝くまち つなげよう 子どもと本の世界」を掲げ、そこかしこにすてきな「ことば」があふれ輝いている福岡市を創出するとともに、子どもたちが味わい深い本の世界に触れ心豊かに生きていくことができるよう、施策の推進に鋭意取り組んでまいります。関係各位のいっそうのご理解とご支援をお願いいたします。

結びに、推進計画の策定にあたり、貴重なご意見をたまわりました「福岡市子ども 読書活動推進計画策定検討委員会」の委員の皆様、パブリック・コメントにてご意見 をお寄せいただきました市民の皆様に、心より感謝申し上げます。

平成29年2月福岡市教育委員会

目 次

第1章 計画総論

1 計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	• • •	• •	• •	• •	• •	2
1. 計画策定の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	• • •	• •	• •	• •	• •	2
2. 国及び本市の動向など ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	• • •	• •	• •	• •	• •	2
3. 第2次計画における取組みの成果と課題・・・・・・	• •	• • •	• •	• •	• •	• •	5
4. 数値目標達成状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	• • •	• •	• •	• •	• •	12
2 計画策定の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	• • •	• •	• •	• •	• •	13
1. 計画の目指す姿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	• • •	• •	• •	• •	• •	13
2. 計画の基本目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	• • •	• •	• •	• •	• •	14
3. 計画の位置づけと性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	• • •	• •	• •	• •	• •	14
4. 計画の4つの取り組み分野 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	• • •	• •	• •	• •	• •	15
5. 計画の対象 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	• • •	• •	• •	• •	• •	17
6. 計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	• • •	• •	• •	• •	• •	17
7. 福岡市子ども読書活動推進計画(第3次)体系図・・	• •	• • •	• •	• •	• •	• •	18
8. 重点的に取り組む施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	• • •	• •	• •	• •	• •	20
9. 数値目標の設定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •		• •	• •	• •	• •	22
10. 計画の推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	• • •	• •	• •	• •	• •	22
(1) 子ども読書活動を推進するための体制の強化	٠	• • •	• •	• •	• •	• •	22
(2) 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	• • •	• •	• •	• •	• •	22
(3) 地域との共働 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							22

第2章 計画各論

24
24
28
32
36
40
45
46
47
48
50
51

第1章 計画総論



1 計画の策定にあたって

1. 計画策定の意義

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものに し、人生をより深く「生きる力」を身につけるために欠くことのできないものです。

SNSに代表されるインターネット社会の中で生活する現代の子どもたちにとって、パソコンやスマートフォンの利用は今や日常的なことであり、情報通信機器(以下「メディア」)への過剰依存は、大人のみならず、子どもたちにまで心配されるに至っています。さらに、過剰依存の問題は、コミュニケーションの取り方にも影響を及ぼし、人間関係面でさまざまな問題を生じさせる要因の一つになっています。

一方, 読書に関しては, 学年が上がるにつれ1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合が増えるなど, 読書離れの傾向が伺え, 読解力の形成に対する影響も懸念されています。

このような状況の中で、子どもの読書活動を推進していくためには、乳幼児期から児童・生徒期まで、年齢や発達段階に応じて、子どもの琴線に触れる書籍と出会える環境を、保護者や周りの大人たちが積極的に構築するとともに、メディアの利用のあり方に関する啓発を含め、社会全体で子どもの自主的な読書活動を支援する取組みを行うことが必要です。

福岡市においては、平成17年に「福岡市子ども読書活動推進計画」を、さらに平成23年に「福岡市子ども読書活動推進計画(第2次)」(以下「第2次計画」という。)を策定し、さまざまな事業に取り組んできました。第2次計画の策定から5年が経過した今、上記のような子どもを取り巻く状況の変化を考慮しつつ、これまでの取組みの成果と課題を踏まえ、家庭、地域、学校、図書館等が連携しながら、子どもの読書活動のさらなる推進を目指して、「福岡市子ども読書活動推進計画(第3次)」(以下「計画」という。)を策定します。

2. 国及び本市の動向など

<国の動向>

(1) 「子ども読書活動の推進に関する施策についての計画」の制定

国は子どもの読書活動を支援するために平成11年8月に、平成12年を「子ども読書年」とする決議を行い、取組みをさらに進めていくために平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行しました。この法律は、子どもの読書活動の推進

に関し、基本理念を定め、国と地方公共団体の責務を明らかにするとともに、4月23日を「子ども読書の日」と定めました。

この法律に基づき、平成14年8月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が 閣議決定されたことを受け、各地方自治体でも「子ども読書活動の推進に関する施策につい ての計画」を策定し、子どもの読書活動を社会全体で支える環境整備に取り組みました。

平成14年に策定された国の基本的な計画は、平成20年3月に第2次計画が、さらに平成25年5月には第3次計画が策定され現在に至っています。

第3次計画では、「1.家庭、地域、学校を通じた社会全体における取組」「2.子どもの読書活動を支える環境の整備」「3.子どもの読書活動に関する意義の普及」の3つの基本的方針に基づく取組みを通じ、子どもの自主的な読書活動の重要性を踏まえて、その推進を図ることとしています。

(2) 言語力の重視

平成17年7月に「文字・活字文化振興法」が制定されました。同法には、学校教育における言語力の涵養について明記されています。

平成18年12月,学校教育の基盤となる「教育基本法」が,さらに,翌19年6月には「学校教育法」が改正されました。学校教育法では,新たに「読書に親しませ,生活に必要な国語を正しく理解し,使用する基本的な能力を養うこと」等が盛り込まれています。また,同法の改正を踏まえ平成20年3月に改訂された現行の学習指導要領では,「児童(生徒)の言語活動を充実すること」が規定され,言語活動を通した言語力育成の重視が鮮明に打ち出されています。

(3) [国民読書年] の制定

平成20年6月の国会において「国民読書年に関する決議」が採択され、平成22年を「国民読書年」とすることが制定されました。国民読書年には、読書のまちづくりの広がりやさまざまな読書に関する市民活動の活性化など、読書への国民の意識を高めるため政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねることが宣言されました。

(4)「学校図書館法」の一部改正

平成26年6月に,「学校図書館法」の一部が改正されました。学校教育において,児童生徒の確かな学力の育成には,言語活動や探究的な学習の充実が必要であると同時に,読書活動等を通じて児童生徒の豊かな人間性を形成していくことが求められており,これらの活動を充実するために、学校図書館が利活用できる整備の重要性が明記されました。

具体的には、学校に司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童 生徒及び教員による学校図書館の一層の利用を促すため、学校司書の配置や研修について 努めることが盛り込まれました。

<本市の動向>

(1) 「第9次福岡市基本計画」の策定

平成24年12月,福岡市では「第9次福岡市基本計画」(計画期間:平成25年度から平成34年度)を策定し、その分野別目標「目標1:一人ひとりが心豊かに暮らし、元気に輝いている」で「自ら考え、学び、行動する子ども・若者の育成」を施策として掲げるとともに、平成25年6月に策定した「政策推進プラン(第9次福岡市基本計画 第1次実施計画)」において、「子ども読書活動の推進」を主要事業として位置づけました。

(2) 「福岡市子ども総合計画」「新・福岡市子ども総合計画」の策定

平成12年に策定した「福岡市子ども総合計画」は、平成17年に「次世代育成支援福岡市行動計画」として見直し、その中に「子どもの読書活動の推進」を掲げました。その後、平成22年3月に策定した「新・福岡市子ども総合計画」には、「ことばの教育による豊かな心の育成等を推進すること」を明記しています。平成27年3月に同計画を再度改訂しましたが、「読書活動の推進」を「さまざまな体験機会の充実」の施策の一つとして、引き続き位置づけ、子どもの自主的な読書活動を推進するため、家庭、地域、学校、図書館が連携し読書活動への理解と関心を高める取組みを進めることとしています。

(3)「新しいふくおかの教育計画」の策定

平成12年7月に「教育改革プログラム」を策定し、学校を中心に、家庭・地域と連携した教育環境構築の実現に向けた教育改革を進めてきました。その「教育改革プログラム」の成果と課題を踏まえ、平成21年6月本市教育委員会では学校・家庭・地域が一体となって子どもを共に育むために「新しいふくおかの教育計画」を策定しました。

この計画では、目指す子どもの姿を「基本的生活習慣を身につけ、自ら学ぶ意欲と志を持ち、心豊かにたくましく生きる子ども」とし、これを実現するための具体的な教育内容として「公教育の福岡モデル」を示していますが、重視する教育の内容の一つに、「ことばを大切にする教育」を掲げています。

さらに、平成26年には後期実施計画を策定し、読書に関する施策を引き続き「豊かな心の育成」の中に重点施策として位置づけ、子どもの読書活動のさらなる充実に向けて取り組んでいます。

3. 第2次計画における取組みの成果と課題

平成23年度から第2次計画に基づき、さまざまな事業に取り組んできたところですが、 平成28年3月までの5年間を振り返り、その成果と課題を第2次計画が掲げる5つの基本 目標ごとにまとめました。

① いつでもどこでも自分から読書に親しめる環境の整備

<成果>

4か月児健診時に絵本を配布し、ボランティアによる読み聞かせを実施するブックスタート事業に続く取組みとして「スタンバード文庫事業」を創設しました。平成24年度から平成27年度に福岡市内の全公民館に、就学前児童を対象にした絵本を毎年25冊ずつ配布し、計100冊の絵本を整備しました。

地域では、公民館を中心に多くの読書ボランティアが活動し、地域文庫や公民館の読書活動を支えています。

また、学校図書館の図書冊数が小中学校ともに増加しており、すべての小中学校図書館で図書のバーコードによるデータベース化が完了しました。図書の管理をはじめ、貸出記録を児童生徒の読書活動に生かされています。

総合図書館においても児童図書蔵書数が増加し、また市の施設(美術館、アジア美術館、博物館、子どもプラザ、中央児童会館、背振少年自然の家、海の中道青少年海の家、市民福祉プラザ、人権のまちづくり館)においても図書コーナーを設け、その施設の特徴にあった児童向けの本を配置するなど、子どもたちの身近に読みたい本がある環境を整えました。

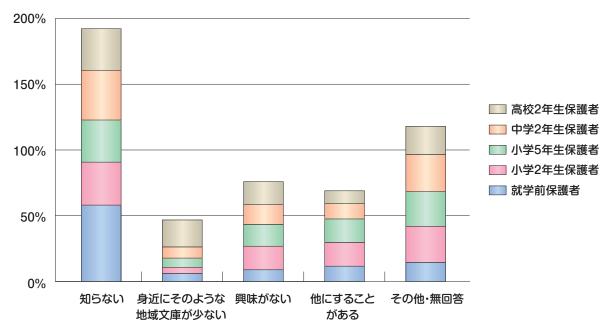
<課題>

地域における読書活動は、公民館や地域文庫を拠点に行われていますが、身近なところに本があることの周知については、まだまだ浸透しているとは言えない状況にあります。 平成27年度に実施した「子どもの読書活動に関する意識調査(以下「意識調査」という。)」では、「地域文庫を知らない」との回答が58.2%と多く、公民館の文庫等を含め、地域の図書情報を広く周知していく必要があります。

また、総合図書館で行っている障がい等のある子どもへの図書の郵送サービスについて も、利用の促進を図るため効果的な周知を行う必要があります。



■地域文庫に来所しない理由



資料:子どもの読書活動に関する意識調査

② 大人も子どもも読書に親しめる機会の提供

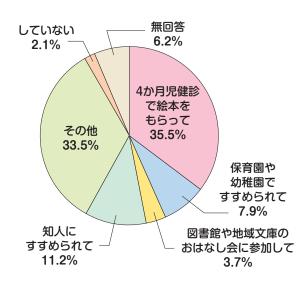
<成果>

意識調査において、就学前保護者に関して、「読み聞かせを始めたきっかけ」は「4か月児健診で絵本をもらって」が35.5%と最も多く、4か月児健診時に絵本の配布や読み聞かせの実演を行うブックスタート事業の効果が表れています。

また、保育園や幼稚園での読み聞かせが家庭(56.2%)に続いて29.8%に上り、読み聞かせの重要な場となっています。(P25下部グラフ参照)

総合図書館や市内の10の分館では、ヤングアダルト(12歳から18歳)向けのコーナーを設置し、おすすめ本を紹介するとともに、

■読み聞かせを始めたきっかけ (未就学児を持つ保護者)



資料:子どもの読書活動に関する意識調査

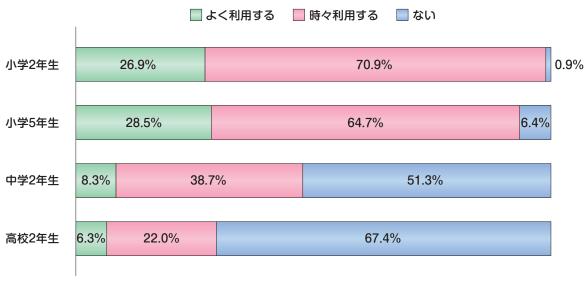
「ヤングアダルトブックリスト」を作成し、市内の中学校や高校の図書館で配布しました。 「福岡市子ども読書フォーラム」は、子どもから大人まで市内全域から幅広い年齢層の 市民が参加しており、さまざまな絵本の紹介、読み聞かせやおはなし会の実演、中学生・ 高校生によるイベントを通して、読書の楽しさを伝える場として大きな役割を果たしてい ます。

<課題>

学校図書館の利用に関して、意識調査では学年が上がるにつれ利用率が低下しています。また、「1か月に本を1冊も読まない」子どもの割合も、学年が上がるにつれ、増加する傾向にあります。子どもが本を読まなくなる要因を明らかにするため、子どもの読書活動の実態を把握する必要があります。

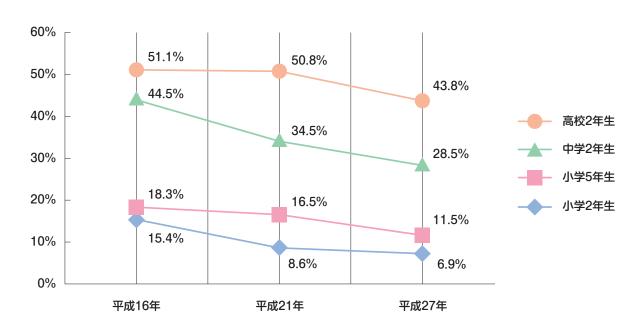
また、乳幼児期、児童期、生徒期など年齢や発達段階に応じた読書機会を継続して提供していく必要があります。

■学校図書館の利用状況



資料:子どもの読書活動に関する意識調査

■1カ月に1冊も本を読まない割合の推移



資料:子どもの読書活動に関する意識調査

③ 子どもの読書活動を支える人材の育成

<成果>

公民館を中心に地域で活動する読書ボランティアや公民館職員を対象にした交流会を 開催し、地域の読書活動などについて情報交換を行い、読書ボランティアと公民館が連携 する機会を提供しました。

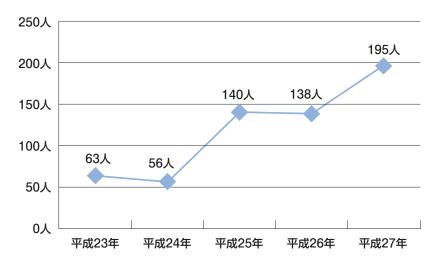
また、総合図書館では「読書活動ボランティア講座」を実施し、平成23年度から27年度までに延べ約2,500名が受講しました。初心者コースは絵本の読み聞かせ、経験者コースはストーリーテリングを中心に、ボランティア活動を始めるきっかけづくりや、地域文庫活動の一助になるよう実施しました。

また、小学生を対象に毎年「小学生読書リーダー養成講座」を実施しました。年々認定数は増加しており、平成27年度には51校195人が受講し、本を紹介するポップの作り方や、絵本の読み聞かせ等を学び、学習した内容を生かして、それぞれの学校図書館で活動しています。

学校図書館の運営には司書教諭の配置が重要であることから,資格取得を励行し,有資格者が増加しました。また,離島校など一部の小規模校を除く市立学校に司書教諭を配置しています。

学校で行っている朝の読書活動などで活動する読書ボランティアを対象にした研修の実施や、「学校図書館教育担当者連絡会」を定期的に開催し、学校図書館での実践発表や学校司書と学校図書館担当者との情報交換を実施しています。このことにより、司書教諭や学校司書をはじめとする、読書活動を支援する人材の育成につながり、学校の教育課程での読書活動と並行して行う学校図書館の展示や本の紹介、図書館の本を利用した朝の読み聞かせの実施など、学校図書館の活性化に結びつきました。

■小学生読書リーダー養成講座受講生の推移



資料:図書館要覧等

<課題>

学校における読書活動を推進するため、児童生徒に接する教員が自ら、読書活動の重要性を学習し、子どもたちに読書の重要性・楽しさを伝えていく必要があります。

総合図書館の「読書活動ボランティア講座」を継続して実施し、ボランティア人材を 育成するとともに、ボランティア活動が学校や公民館を中心とした地域などのニーズと繋 がるしくみづくりが必要です。

④ メディアとのよい関係づくりと「福岡市子どもと本の日」、「共読(ともどく)」等の推進

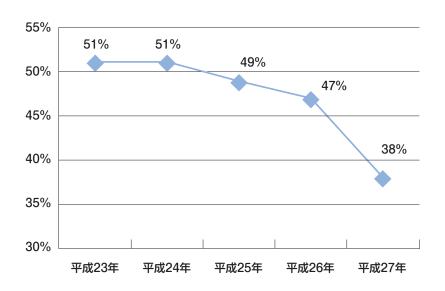
<成果>

平成25年度に小中学生,平成27年度には高校生を対象に,メディアへの意識と生活の実態を調査し,スマートフォンの所持率が高校生では約9割にのぼっていることがわかりました。子どものメディアに関する実態を踏まえ,メディア使用のルールづくりの重要性について,保護者等への啓発を推進しました。

また、福岡市独自に制定している「福岡市子どもと本の日」(毎月23日)の周知に努め、「本の日通信」のホームページでの配信や、学校への配布等により、市民の「福岡市子どもと本の日」の認知度は上昇しました。

映画配給会社と共働して「共読」ポスターを作成し、学校や図書館等に配布し、人目に付きやすい映画等の情報の活用による「共読」の推進に努めました。

■「福岡市子どもと本の日」を知らないと答えた割合



資料:子ども読書フォーラムアンケート

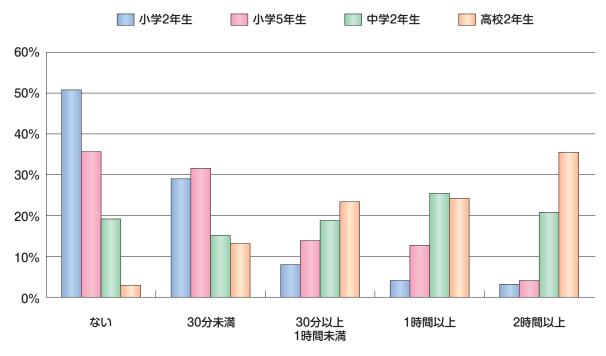


<課題>

読み聞かせをはじめとするあらゆる機会を活用し、大人と子どもが一緒に読書を楽しむ「共読」を継続して啓発していくとともに、本や読書の楽しさ・魅力を積極的に発信するなど、子どもと本がつながる取組みを継続して実施していく必要があります。

また、子どもたちにメディアが急激に普及していることを踏まえ、メディアを適切に使いこなすためのメディアリテラシー教育を推進するとともに、並行して、未就学期や低学年においては保護者等との「共読」の推進や、高学年においては電子書籍も視野にいれた読書活動の推進など、年齢や発達段階に応じた子どもとメディアと読書の関係づくりが必要です。

■平日での時間の使い方(パソコンや携帯、スマートフォンを使う)



資料:子どもの読書活動に関する意識調査

⑤ 市民全体として子どもの読書活動を支えるしくみづくり

<成果>

平成17年度から毎年開催している啓発イベントである「福岡市子ども読書フォーラム」については、企画段階から開催に至るまで学校図書館関係者、読書ボランティア、中学生・高校生、書店組合、総合図書館などと連携し、子どもから大人まで幅広い年齢層の市民が楽しめる内容で実施しており、子ども読書に関係する団体等が官民共働でつくりあげ、実施するしくみができています。また、参加団体の活動を発表する場ともなっています。

第2次計画の進捗を確実にするため、学識経験者や学校図書館関係者、読書活動ボランティアなどの外部委員と、行政組織で構成する「福岡市子ども読書活動推進会議」を設置し、定期的に計画の進捗状況の把握と検証を行い、課題の解決に努めました。

平成27年度には、学校図書館と総合図書館を結ぶ「学校図書館支援センター」が本格稼働しました。学校図書館の運営や環境整備等に関する相談に助言・指導を行うとともに、学校の要請に応じて学習用図書の配送を行うなど、両者の連携体制を整備・強化しました。

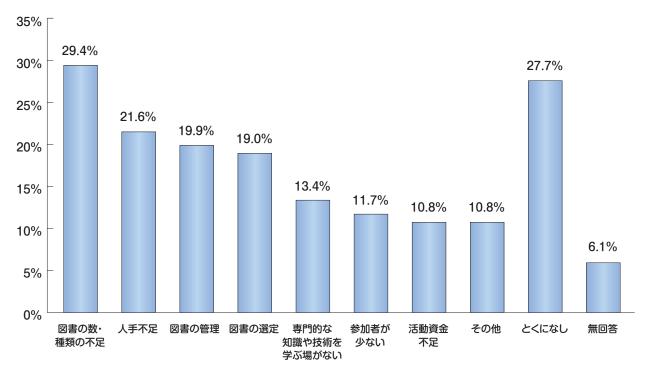
<課題>

地域において、公民館等は読書ボランティア等の支援を求めていることが、意識調査や アンケート調査で明らかになっています。

総合図書館で毎年実施している「読書活動ボランティア講座」への応募数は定員を超えるニーズが見られ、読書活動を希望しているボランティアが潜在していると考えられることから、ボランティア活動を希望する人材を地域ニーズに繋げるしくみづくりが急務となっています。

また、「子ども読書活動推進会議」における進捗状況の確認・検証をより具体的なものとするため、課題解決のための協議体制の強化を図る必要があります。

■活動をする上で困っていること(地域で活動する読書活動団体の回答)



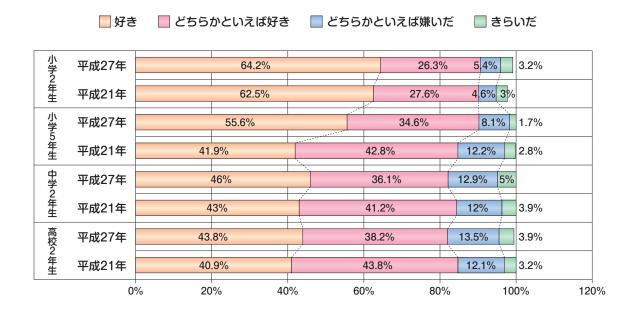
資料:子どもの読書活動に関する意識調査



4. 数值目標達成状況

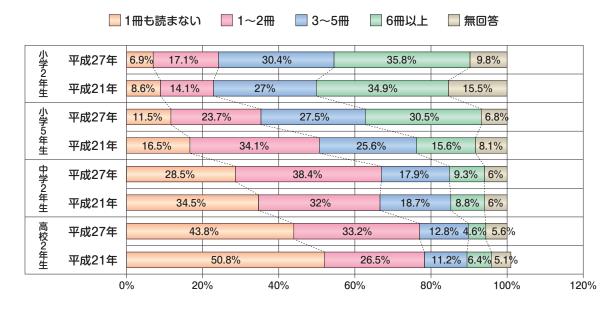
読書が好きな子どもの割合 90%以上 ⇒ 86.2%(前回比 0.3%増)

平成27年度意識調査結果の86.2%は、各学年の平均値であり、小学2年生と小学5年生では90%を達成していますが、中学2年生が82.1%、高校2年生が82.0%と、目標値を下回っています。中高生に向けた一層の取組みが必要です。



1 か月に本を 1 冊も読まない子どもの割合 5%減 ⇒ 4.9%減(22.6%)

各学年の結果は、小学2年生は6.9%、小学5年生は11.5%、中学2年生は28.5%、高校2年生は43.8%となっており、平均すると4.9%減少しています。目標はほぼ達成しました。



2 計画策定の基本的な考え方

1. 計画の目指す姿

新しいふくおかの教育計画では「基本的生活習慣を身につけ、自ら学ぶ意欲と志を 持ち、心豊かにたくましく生きる子ども」の姿を目指しています。

変化の激しいこれからの社会を生きていく子どもたちには、「知」・「徳」・「体」の調和のとれた「生きる力」が必要であり、子どもたちが社会の中でより良い人間関係を築くとともに、自分の能力を発揮していくためには、「ことばの力」を身につけることが必要です。

同計画においては、公教育の福岡モデルを示しており、その中に「ことばを大切にする教育」を重視する教育の内容に位置付けるとともに、重点施策に子どもたちの豊かな心の育成を掲げ、読み聞かせや読書活動の充実を図るなど、子どもの読書活動の推進に取り組んでいます。

福岡市子ども読書活動推進計画(第2次)では、子どもたちが心豊かに生きていくために人と人をつなぐ「ことば」を大切にし、みんながいつも輝いている福岡市を目指して、子どもが自ら進んで読書できるような環境づくりを推進しました。

地域、学校、図書館など子どもたちの身近な場所に読みたい本がある環境を整備するとともに、子どもから大人まで幅広い年齢層に向けたイベント等を実施しました。また、総合図書館や学校図書館、公民館など地域と家庭、あらゆる場で活動している読書ボランティア、読書関係の民間事業者など多様な団体それぞれがその役割を認識し、連携した読書活動を推進したことにより、子どもが身近なところで(どこでも)本を読みたいと思う時(いつでも)、読書ができる環境が整いました。

一方, 学年が上がるにつれ, 子どもたちの読書離れの傾向が見られ, その要因を捉えた 取組みの検討が必要であり, 近年, 子どもたちにスマートフォンをはじめとする電子 メディアが急激に普及していることを踏まえ, メディアを適切に使いこなすメディアリテ ラシー教育と並行した読書活動を推進していく必要があります。

第3次計画では、第2次計画の5つの基本目標を引き継ぎながら、その成果を活かすとともに、課題解決に向け、4つの分野で取組みの行政セクション等を明確にし、子ども読書活動の次へのステージとして、読書(本)の世界の魅力と子どもたちをつなぐ取組みを推進することとしました。



2. 計画の基本目標

「~つくろう ことば輝くまち つなげよう 子どもと本の世界~」

心豊かに生きていくために人と人とをつなぐ「ことば」を大切にし、子どもたちがみんな、いつも輝いている福岡市を目指して、子どもが楽しい本の世界に触れることができるように子どもの読書活動を推進していきます。

(1) いつでもどこでも自分から読書に親しめる環境づくり

子どもが本を読みたいと思う時(いつでも), 身近なところに(どこでも), 読みたい 本がある環境づくりを進めていきます。

(2) 大人も子どもも読書に親しめる機会づくり

子どもだけでなく、大人も一緒に読書を楽しめる催し等を開催し、子どもと大人が読書の楽しさを共有できる機会づくりを進めていきます。

(3) 子どもの読書活動を支える人材づくり

学校や図書館などで子どもに読み聞かせをしたり、図書の整備をするボランティア等子ども読書活動を支える人材の育成のための研修を充実させるなど、人材の育成と資質の向上に努めていきます。

(4) 発達段階に応じた子どもと本とメディアのよい関係づくり

メディアが子どもたちの生活の中へ急激に普及している現状を踏まえ,メディアリテラシー教育と子どもとメディアとのよい関係づくりを推進するとともに,乳幼児から高校生まで,年齢や発達段階に応じた読書活動を進めていきます。

(5) 市民全体として子どもの読書活動を支えるしくみづくり

今まで以上に子どもの読書活動を推進していくために,市の関係機関や保護者,子どもに関わる団体などが一体となって取り組む共働のしくみづくりを進めていきます。

3. 計画の位置づけと性格

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)第9条第2項に定める、「市町村子ども読書活動推進計画」として策定するもので、本市における今後6年間の子どもの読書活動推進に関する基本的な考え方や施策の方向性について明らかにしています。

4. 計画の4つの取り組み分野

計画の目標を実現するため、家庭、地域、学校等の生活・活動の場などに応じて、計画に4つの取組分野を設定することで関係する行政セクション等を明確にし、子どもの読書活動を推進するための取組みに努めます。

(1) 家庭・地域を中心とした読書活動の推進

家庭は、常に子どもの心の拠り所となるものであり、乳幼児期から家族との触れ合いを通して、子どもが基本的な生活習慣や人に対する信頼感、豊かな情操などを学んでいく場です。

また、子どもの「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成するためには、あたたかい 家庭や、家族との触れ合いを大切にしながら、多様な遊びや自然体験、社会体験など 数多くの体験や機会をつくることが重要です。

しかしながら,近年,スマートフォンをはじめとするメディアの家庭への影響は非常に大きく,子どものメディア使用時間は長くなり,大人自身もメディア中心の生活になっている状況がみられ,親子が触れ合う時間や自然体験,社会体験の減少が危惧されています。また,経済的にも精神的にも厳しい状況に置かれた子どもの問題が取り上げられるなど,子どもを取り巻く環境は大きく変化し,環境の変化が子どもの読書活動にも影響を与えていると考えられます。

これまで、家庭における子どもの読書活動を推進するために、ブックスタート事業等、家庭に絵本がある環境づくりを進めるとともに、保育園・幼稚園等で読み聞かせの重要性を保護者に啓発し、本と触れ合う機会を提供するなど、子どもがいつでもどこでも本と触れ合うことができる環境づくりを進めてきました。

また、地域は子どもがさまざまな世代の人と交流し、いろいろな活動や生活体験を通じて成長する場ですが、都市化が進み人間関係が希薄化するにつれ、地域のつながりや交流が減ってきているため、公民館や子どもプラザなどを中心に、子育てサークルや子育てサロンなどを開催する子育て支援の取組みが行われています。その中で、絵本を使った読み聞かせやおはなし会などを実施し、大人と一緒に本を読む楽しさを伝えてきました。また、公民館にはスタンバード文庫をはじめとする絵本等を配置した書架コーナーも設置されており、いつでも読みたい本がある身近な公共施設として活用されています。

この計画では、子ども読書活動の基礎となる家庭・地域の役割の重要性を改めて確認し、第2次計画の家庭・地域を中心に進めてきた取組みを継続して実施するとともに、地域のボランティアとの連携を充実し、子どもに本の楽しさや魅力を伝え、大人も子どもも一緒に読書を楽しめる取組みを推進していきます。



(2) 学校における読書活動の推進

本市では、平成21年に「新しいふくおかの教育計画」を策定し、その中で「ことばを大切にする教育」を重点内容の柱の一つとして掲げています。また、平成26年に「新しいふくおかの教育計画」後期実施計画を策定しましたが、その中でも読書に関する施策は引き続き重点施策として「豊かな心の育成」の中に位置づけています。

国においても、平成19年に学校教育法の中で「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基本的な能力を養うこと」が盛り込まれ、平成20年に改訂された学習指導要領では「児童生徒の言語活動を充実すること」と言語力育成の重視が打ち出されています。そのため、本市でも「言語活動指導の手引き」において、読む力を育てるための読書の重要性や、国語科を始めとして各教科等における言語活動の指導の重要等について示し、読む力を育てるための取組みを推進しています。

読書活動については、各学校において、朝読書の推進や各教科における調べ学習の充実等を進め、必要に応じて学校図書館を利用しています。また、読書活動の中心となる学校図書館は、学校長のリーダーシップのもと、司書教諭を中心に、学校司書、児童生徒、読書ボランティアなど多くの人が関わり運営しています。さらに、平成27年度から学校図書館支援センターが本格稼働し、学校は学校図書館の環境整備や活用等についての助言指導を受けることができており、学校図書館の活性化が進んでいます。

一方で、意識調査などから、学年が上がるにつれ本を読まない子どもが増加する傾向があること、学校図書館の利用率が下がる傾向にあることから、中高生に向け効果的な読書活動を推進していくことが課題だと考えています。

この計画では、課題解決を目指し、子どもの読書活動の実態を把握し取組みをすすめます。また、学校図書館支援センターを活用するとともに、学校図書館に関わる人材の育成を図り、「読書センター」「学習センター」「情報センター」の役割を持つ学校図書館の活性化を目指します。

今後も、子どもが主体的・意欲的に読書活動を進め「ことばの力」を伸ばし、豊かな心 の育成と学力向上を図っていけるよう、読書活動を一層推進していきます。

(3) 図書館を中心とした読書活動の推進

本市では総合図書館を中心に10の分館があります。総合図書館には、こども図書館もあり、各図書館・分館で、大人も子どもも本と出会い、読書を楽しんでいる姿がみられます。特に、子どもに本の楽しさを伝えるため、多くの読書ボランティアと連携して、おはなし会を実施していますが、毎回多くの子どもたちが参加しています。

また,年齢に応じた図書や絵本,紙芝居,文庫用品なども収集し・貸出するだけでなく, 読書活動ボランティア講座の開催,ホームページ等でのさまざまな情報提供を行うととも に,点字図書館においては視覚障がいのある子ども向けの点字図書や録音図書などを収集 しています。 地域における読書活動を支援するための団体貸出や、学校図書館を支援するための学校 図書館支援センターの運営など、図書館は家庭、地域、学校等すべての読書活動の拠点と して重要な役割を担っています。

この計画では、子どもたちの読書の現状を踏まえ、子どもたちに読書の楽しさを広く 伝えていく活動や、誰もが利用しやすい図書館として図書・資料の整備やサービスの充実 を継続していきます。

(4) 家庭・地域・学校等の連携の推進

子どもは、家庭、地域、学校等で、遊び、学びながら成長していきます。そこには多くの大人がいて、子どもの成長を支えるとともに、その成長に大きな影響を与えています。子どもがいろいろな人と触れ合い、健全に成長していくためには、私たち大人が、子どもの手本となるよう行動するとともに、自ら読書の重要性を認識し、それぞれが連携・協力しながら共に子どもを育てていくことを意識することが大事です。

この計画では、家庭、地域、学校、図書館等が連携し、市民全体として子どもの読書活動を推進していくしくみの構築や体制を強化するとともに、子どものメディア使用の現状を踏まえ、子どもの年齢や発達段階に応じた、子どもと本とメディアのよい関係づくりに取り組みます。

子どもたちが本の世界とつながり、読書を楽しんでいる、そのような「ことば輝く福岡市」になるよう、あらゆる機会を生かして読書(本)の魅力を発信しながら、この計画を効果的に推進していきます。

5. 計画の対象

この計画の対象は「概ね18才以下のすべての子ども」とします。

6. 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から平成34年度の6年間とします。

7. 福岡市子ども読書活動推進計画 (第3次) 体系図

基本目標

つくろう ことば輝くまち つなげよう 子どもと本の世界

(1)いつでも どこでも自分 から読書に 親しめる 環境づくり

※1【重点】・・・重点的に取り組む施策

※2 具体的施策の詳細ページ

取組分野 1 家庭・地域を中心とした読書活動の推進

≪施策の方向≫

地域における読書活動の支援【重点】

乳幼児期から大人と一緒に本と触れ 合う機会づくりの推進

あらゆる場と機会をとらえた子ども 読書活動の推進 ≪具体的施策≫

- 地域における読書ボランティアの活動支援≪新規≫
- ・公民館における子どもの読書活動の推進
- ・子ども読書の情報発信≪新規≫
- ブックスタート事業の推進
- 保護者への読み聞かせの重要性についての啓発
- ・保育所・障がい児通所支援施設等の日常保育の 中での読み聞かせの充実
- ・家庭における読み聞かせの推進
- 子どもプラザ, 中央児童会館, 背振少年自然の家, 海の中道青少年海の家における子どもの読書活動の推進
- 障がい児通所支援施設等での読書活動の推進
- その他の施設における子どもの読書活動の推進

*2 P26~P27

取組分野 2 学校における読書活動の推進

≪施策の方向≫

学校図書館の環境整備の充実及び 活用の促進【重点】

子どもの読書活動の実態を踏まえた読書活動の推進

子ども読書活動に関わる人材の活用 と連携

障がい等のある子どもの読書活動の 支援【重点】

≪具体的施策≫

- 学校図書館の活性化(小中高)≪新規≫
- ・図書の適正な整備
- 学校教育における読書活動の実態把握と効率的な 学校図書館活用の推進(小中高)≪新規≫
- 学校司書の効果検証
- ・総合図書館との連携による人材育成
- ・読書活動推進を図る研修の充実
- 子どもの読書活動推進に関する情報提供
- 特別支援学校など多様な学びの場における読書活動 及び環境の充実

%2 P30~P31

■数値目標■

- * 読書が好きな子どもの割合・・・・・・・・・90%以上
- * 1か月に本を1冊以上読む子どもの割合・・・・・・ 5%増

(2)大人も 子どもも読書 に親しめる 機会づくり (3)子どもの読書活動を支える人材づくり

(4)発達段階に 応じた子ども と本とメディア のよい関係 づくり (5)市民全体と して子どもの 読書活動を 支えるしくみ づくり

取組分野 3 図書館を中心とした読書活動の推進

≪施策の方向≫

子どもの発達段階に応じた読書に 親しむ機会の提供

ヤングアダルト世代に対する読書 活動支援

学校図書館の支援【重点】

地域の読書活動の支援

≪具体的施策≫

- 児童図書, 児童研究資料等の収集, 提供
- 子どもと本をつなぐ機会の充実
- ・図書館からの情報提供等の充実
- 障がい等のある子どもの支援の推進
- ヤングアダルト等への読書サービスの充実
- 学校教育における読書活動の推進支援
- 学校図書館との連携強化
- ・公民館や地域文庫活動への支援

*2 P34~P35

取組分野 4 家庭・地域・学校等の連携の推進

≪施策の方向≫

読書(本)の魅力の発信【重点】

発達段階に応じた子どもと本と メディアのよい関係づくり【重点】

家庭・地域・学校・図書館等が連携し 課題解決を図るための体制の強化

≪具体的施策≫

- 福岡市子ども読書フォーラムの充実
- ・読書(本)の魅力に触れ合うきっかけづくり≪新規≫
- メディアリテラシー教育の推進
- ・読書活動とメディアの関係づくり≪新規≫
- 「福岡市子どもと本の日」と「共読」の推進
- 子ども読書関係団体との連携による子ども読書の推進
- PTAとの連携による家庭での読書活動の推進
- ・保育所における関係機関・地域ボランティアとの連携 の推進
- 障がい児通所支援施設等における関係機関・地域 ボランティアとの連携による取組みの充実

*2 P38~P39

8. 重点的に取り組む施策

第2次計画までの成果と課題を踏まえ、次の6項目について重点的に取り組んでいきます。

● 地域における読書活動の支援

公民館や市のあらゆる施設に本を配置するなど、地域における読書環境の整備は進んだと言えます。しかしながら、都市化が進み人間関係が希薄化するなど地域のつながりや交流が減ってきています。公民館をはじめとする地域文庫等ではボランティアが不足しているとの声もあります。一方で、地域活動に対する関心の高まりから、地域でのボランティア活動に興味を持つ人も少なくありません。そのため、ボランティアと地域との連携を支援し、地域を拠点とする読書活動を推進していきます。

● 学校図書館の環境整備の充実及び活用の促進

学校における読書活動は、学校図書館を中心として行われています。学校図書館には、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての役割があり、組織的、計画的に運営していく必要があります。そのために、学校教育における学校図書館の活用を系統化した「学校図書館全体計画」をモデルとして提示し、読書活動や授業及び休業中の図書館活用等を促進していきます。

また、図書分類の適正配分比率等を利用し、総合図書館の団体貸出制度も活用する など、図書の適正な整備を行います。

● 障がい等のある子どもの読書活動の支援

障がい等のある子どもたちに、読書の楽しさを身近に感じてもらえるよう、障がいに 応じた図書の選定や視聴覚機器の活用などの環境の整備を充実させるとともに、総合図書 館の郵送貸出(無料)の周知に努めるなど、学校と総合図書館が連携・協力した支援を推進 していきます。

● 学校図書館の支援

子どもたちが本に触れ、本に親しむことができるよう、学校図書館支援センターを中心 に、学校における読書活動や学習活動への支援を推進していきます。

授業で活用する学習支援用図書(小学校用・中学校用)については、児童、生徒、教諭の要望に応えられるよう蔵書構成の充実に継続的に取り組み、情報提供を積極的に行うことで利用の拡大を図ります。

また、学校図書館を効果的に運営できるよう、学校図書館支援センターの学校訪問や 運営相談を通じ、図書の選定やレイアウト等の環境整備、学校図書館の活用や利用促進に

関する助言を行い、継続的な支援に努めていきます。

更に、団体貸出にて提供する読書活動用図書の貸出においては、利用しやすい方法を 検討し、広報に努めることで利用促進を図ります。

● 読書(本)の魅力の発信

読書とは本来楽しいものであり、未知の世界とのわくわくするような出会いやドキドキするような冒険との出会いがあります。その楽しさや魅力を知らないまま成長し、大人になってしまうのはとても残念なことです。子どもたちに読書の楽しさを実感してもらうよう、読書(本)の魅力を乳幼児から高校生まで子どもたちの年齢や発達段階に応じて、家庭、地域、学校、図書館等が連携しながら発信していきます。

● 発達段階に応じた子どもと本とメディアのよい関係づくり

近年メディアの発展には目覚ましいものがあります。大人のみならず、子どももスマートフォンをはじめとしたメディアを長時間使用する現状を踏まえ、メディアを適切に使い こなすためのメディアリテラシー教育を推進していきます。

また、子どもの発達にとって読書がどのような意味をもつのか、書籍だけではなく電子書籍も含め、子どもの年齢や発達段階に応じた望ましい読書のあり方を検討し、子どもとメディアと本とのよい関係づくりを推進していきます。





- 読書が好きな子どもの割合・・・・・・・・ 90%以上
- 1 か月に本を 1 冊以上読む子どもの割合・・・・・・ 5%増

平成34年度までに、意識調査における「読書が好きな子どもの割合」90%以上、及び「1か月に本を1冊以上読む子どもの割合」5%増を目指します。

86.2%

【現状値】平成27年度意識調査

・読書が好きな子どもの割合

・1か月に本を1冊以上読む子どもの割合 70.3%

10. 計画の推進体制

(1) 子ども読書活動を推進するための体制の強化

計画を円滑に推進していくため、「福岡市子ども読書活動推進会議」を設置して定期的に会議を開催し、計画の進捗状況の把握と検証をしていきます。

同会議は、学校図書館関係者やボランティア活動者など子ども読書活動を行っている外部委員が中心となって、家庭、地域、学校、図書館等において、連携を図りながら積極的に課題解決を目指した協議を行います。

(2) 関係機関との連携

関係行政機関との連携に加え、多くの書店や出版社、映画配給会社等の事業者と幅広く 連携・協力し合うことで、子どもだけでなく大人の読書活動も含め一体的に推進していき ます。

(3) 地域との共働

計画では、行政が中心となって施策を展開していきますが、それだけでは、十分な推進はできません。地域で活動している多くのボランティアと共働することで、行政だけではできない活動を含めて、地域において広く深く継続することができる子どもの読書活動を推進します。

第2章 計画各論



0

子ども読書活動推進の取組み

1. 家庭・地域を中心とした読書活動の推進

家庭・地域において、本が子どもたちの身近な場所にある環境を生かして、乳幼児への読書活動の支援を中心に取り組んでいきます。

● 地域における読書活動の支援【重点】 (P20再掲)

公民館や市のあらゆる施設に本を配置するなど、地域における読書環境の整備は進んだと言えます。しかしながら、都市化が進み人間関係が希薄化するなど地域のつながりや交流が減ってきています。公民館をはじめとする地域文庫等ではボランティアが不足しているとの声もあります。一方で、地域活動に対する関心の高まりから、地域でのボランティア活動に興味を持つ人も少なくありません。そのため、ボランティアと地域との連携を支援し、地域を拠点とする読書活動を推進していきます。

● 乳幼児期から大人と一緒に本と触れ合う機会づくりの推進

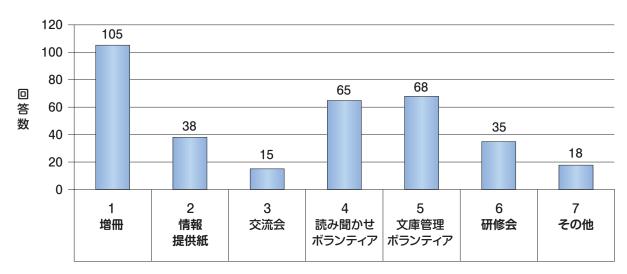
平成16年から開始したブックスタート事業は、意識調査の結果からも、読み聞かせ開始 年齢が早まるなど、子ども読書活動の推進に有効であり、引き続き継続して実施します。

また,幼稚園や保育園等において,読み聞かせの楽しさや大切さを伝えるためにおはなし会を実施するなど,子どもが大人と一緒に本に触れ合う機会を継続して提供していきます。

● 家庭・地域、市の施設等あらゆる場と機会をとらえた子ども読書活動の推進

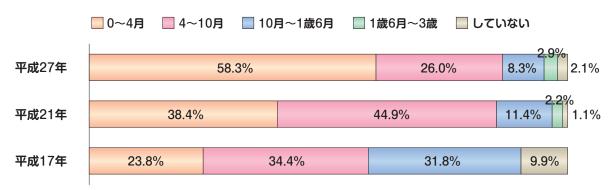
家庭・地域をはじめ、子どもプラザや児童会館等、子どもの市の施設や、美術館、博物館等にも、子ども向け図書を整備し、いつでもどこでも読みたい時に読める環境を整備し、読み聞かせ等を実施するなど、あらゆる場と機会をとらえて、子どもの読書活動の推進に努めていきます。

■公民館にある就学前児童を対象にした「スタンバード文庫」がさらに活用されるようになるために必要なこと(複数回答可)



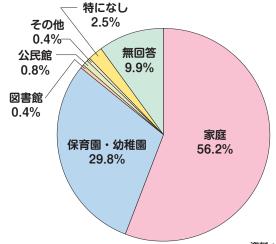
資料:スタンバード文庫アンケート調査(全公民館対象)

■就学前の子を持つ保護者が子どもに読み聞かせを始めた年齢の推移



資料:子どもの読書活動に関する意識調査

■就学前の子どもが読み聞かせを主にしてもらっている場所

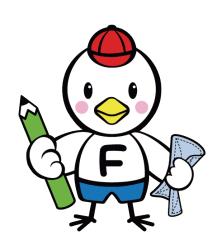




■施策一覧

取組	施策			
取組分野		具体的施策	内容	担当局等
	地垣	ばにおける読書活動の支援 【	重点】	
		地域における 読書ボランティアの活動支援 ≪新規≫	地域で活動する読書ボランティアを広 く募集するとともに、読書ボランティ アを必要とする地域文庫等へ紹介する しくみづくりを行います。	教育委員会
		公民館における子どもの	全公民館に整備した「スタンバード文	教育委員会
		読書活動の推進	庫」を活用した事業等を実施し、公民 館における読書活動を支援します。	市民局
家庭		子ども読書の情報発信 ≪新規≫	未就学児の保護者等に対し、地域の読書に関する情報や、図書館からの新刊情報などをメディアを活用して情報発信を行います。	教育委員会
地	乳幼	り児期から大人と一緒に本と触	れ合う機会づくりの推進	
域を中心とした読		ブックスタート事業の推進	福岡市に生まれるすべての赤ちゃんと 保護者を対象に、各区の保健福祉セン ターで行われる4か月児健診の際に赤 ちゃんと本を開くひとときの楽しさや 大切さを伝えるとともに、お薦めの絵 本を配布します。	こども未来局
に読書活動の推進		保護者への読み聞かせの 重要性についての啓発	「絵本の日」や「ノーメディアの日」を設け、家庭においてメディアとのよい関係づくりを意識できるようにするとともに、家庭での読み聞かせの重要性を保護者に伝えていきます。	こども未来局
		保育所・障がい児通所支援 施設等の日常保育の中での 読み聞かせの充実	保育所の日常保育や、障がい児通所支援施設等の療育の際に、積極的に読み聞かせを行い、子どもが絵本にふれあう機会を増やすとともに、絵本が身近にある環境を整備します。	こども未来局
		家庭における読み聞かせ	保育所等では絵本コーナー・貸出図書 の充実を図り、身近に絵本のある環境 を整備します。	こども未来局
		の推進	保護者に対し読み聞かせの楽しさや大 切さを伝え,家庭における読み聞かせ を推進していきます。	教育委員会

取組分野	施策	の方向		
分野		具体的施策	内容	担当局等
	あら	らゆる場と機会をとらえた子ど 	も読書活動の推進	
		子どもプラザにおける子ども の読書活動の推進		
家庭		中央児童会館における子ども の読書活動の推進	市における子どもの施設において,子 どもが本に触れ合う機会を増やし,親 子でともに本に親しめる環境づくりを すすめます。	
・地域を中心		脊振少年自然の家における 子どもの読書活動の推進		こども未来局
中心とした読		海の中道青少年海の家に おける子どもの読書活動の 推進		
た読書活動		障がい児通所支援施設等での 読書活動の推進		
動の推進		その他の施設における子ども の読書活動の推進		
	美術館 アジア美術館 博物館 市民福祉プラザ 人権のまちづくり館	それぞれの施設の特徴を生かした,さまざまな分野の子ども向け図書の収集を進め、子どもの読書活動を推進していきます。	各局	





2. 学校における読書活動の推進

学校図書館を中心に、学校教育全体で子どもが主体的・意欲的に読書活動を 進め、豊かな心の育成と学力向上が図られるよう取り組んでいきます。

● 学校図書館の環境整備の充実及び活用の促進【重点】 (P20再掲)

学校における読書活動は、学校図書館を中心として行われています。学校図書館には、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての役割があり、組織的、計画的に運営していく必要があります。そのために、学校教育における学校図書館の活用を系統化した「学校図書館全体計画」をモデルとして提示し、読書活動や授業及び休業中の図書館活用等を促進していきます。

また、図書分類の適正配分比率等を利用し、総合図書館の団体貸出制度も活用する など、図書の適正な整備を行います。

● 子どもの読書活動の実態を踏まえた読書活動の推進

中学生・高校生へと、学年が上がるにつれ、本を読まなくなる傾向や学校図書館を利用 しない傾向が見られ、メディアなどの使用時間も増加しています。そのため、各学校の 朝読書の取組みや、各教科における調べ学習等を含めた読書活動に関する実態を把握し、 効果的な施策を推進します。

● 子ども読書活動に関わる人材の活用と連携

学校においては、司書教諭が中心的な役割を担って、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての学校図書館を運営しており、学校司書や図書委員会の 児童生徒もその運営に関わっています。

これらの活動を一層充実させるため、司書教諭の資格取得の促進や、司書教諭を対象とした学校図書館担当者連絡会を定期的に開催し、情報の共有を図ります。また、学校司書や図書館ボランティアの効果的な活用と連携のあり方について、成果と課題を検証していきます。

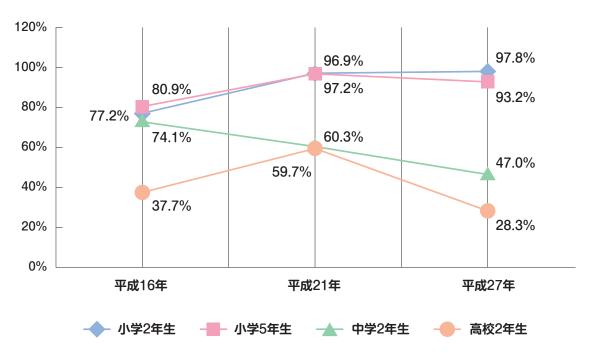
さらに、教員が自ら読書の楽しさや重要性を学びつつ、学校図書館の活用を図る授業の 実践につなげていくことをめざし、研修の充実に努めていきます。

● 障がい等のある子どもの読書活動の支援【重点】 (P20再掲)

障がい等のある子どもたちに、読書の楽しさを身近に感じてもらえるよう、障がいに応じた図書の選定や視聴覚機器の活用などの環境の整備を充実させるとともに、総合図書館の郵送貸出(無料)の周知に努めるなど、学校と総合図書館が連携・協力した支援を推進していきます。

■学校図書館の利用状況の推移【学年別】

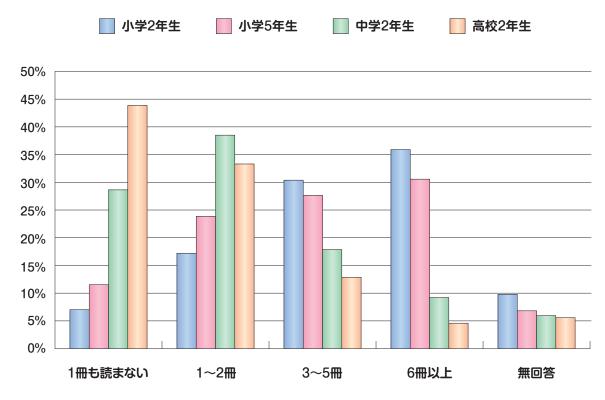
「あなたは学校の図書館を利用しますか」→「よく利用する」「ときどき利用する」の割合



資料:子どもの読書活動に関する意識調査

■月間での読書冊数【学年別】

「あなたは1カ月に何冊ぐらい本を読みますか」



資料:子どもの読書活動に関する意識調査



■ 施策一覧

取組	施策の方向					
取組分野		具体的施策	内容	担当局等		
	学核	学校図書館の環境整備の充実及び活用の促進【重点】				
		学校図書館の活性化(小中高) 《新規》	学校図書館の活用のモデルとなる「学校図書館全体計画」を提示し、各学校が学校長の方針のもと、司書教諭を中心として、組織的に学校図書館を運営することができる体制づくりに努めます。	教育委員会		
		図書の適正な整備	「学校図書館図書標準」の100%達成を図るため、図書の整備を行います。また、各学校に図書分類の適正配分比率などの周知し、学校図書の適正配備を目指します。	教育委員会		
学校	子と	されの読書活動の実態を踏まえ	た読書活動の推進			
における読書に		学校教育における読書活動の 実態把握と効率的な学校図書 館活用の推進(小中高) 《新規》	朝読書の取組みや調べ学習等, 読書活動や利用状況の実態を把握し, 図書館を活用した教育の充実を図ります。	教育委員会		
活動の	子と					
推進		学校司書の効果検証	現在の配置体制における活用方法と連携のあり方について成果と課題を検証 し,今後の読書活動の推進に活かします。	教育委員会		
		総合図書館との連携による 人材育成	総合図書館と連携し、小学生読書リーダーを養成するとともに、読書リーダーが学校で活躍できるよう支援します。	教育委員会		
		読書活動推進を図る研修の 充実	研修内容を充実し, 読書活動に携わる 教員の育成を図ります。	教育委員会		
		子どもの読書活動推進に 関する情報提供	図書館教育・読書活動推進に係る情報 提供を継続して実施します。	教育委員会		

取組	施策	の方向		
取組分野		具体的施策	内容	担当局等
学校に	障カ	い等のある子どもの読書活動	の支援【重点】	
における読書活動の推進		特別支援学校など多様な学び の場における読書活動及び 環境の充実	障がい等のある児童生徒のニーズに合った読書活動を推進するため、図書の選定や支援の内容について、総合図書館等と連携し検討します。また、ボランティアによる読み聞かせの実施や、デジタル教材の普及、図書室の環境の充実を図ります。	教育委員会





3. 図書館を中心とした読書活動の推進

図書館は本市の読書活動の拠点であり、あらゆる年齢層の子どもたちが、いつでも読書の楽しさに触れることができるよう支援をしていきます。

● 子どもの発達段階に応じた読書に親しむ機会の提供

子どもが発達段階に応じ、読書に親しむことができるよう、児童図書等の収集を体系的・計画的に行うとともに、おはなし会等を実施します。また、おすすめ本のリストを 作成し情報発信するなど、読書の楽しさを広く伝えていきます。

障がい等のある子どもも読書に親しむことができるよう、特別支援学校等に団体貸出や 郵送貸出サービスの周知に努めるとともに、点字図書館等の資料の充実を図ります。

● ヤングアダルト世代に対する読書活動支援

学年が上がるにつれ、本を読まなくなる傾向が顕著であることから、特に読書離れが 危惧されるヤングアダルト世代に対する読書活動を支援していきます。スマートフォンな どのメディアの所持率が高いこの世代については、動画サイトの視聴やSNSの利用等、 メディアの使用時間が長く、読書に時間を割くことが難しくなっている現状を踏まえ、 メディアを活用した情報提供などヤングアダルト世代への読書活動支援を行います。

● 学校図書館の支援【重点】 (P20再掲)

子どもたちが本に触れ、本に親しむことができるよう、学校図書館支援センターを中心に、学校における読書活動や学習活動への支援を推進していきます。

授業で活用する学習支援用図書(小学校用・中学校用)については、児童、生徒、教諭の要望に応えられるよう蔵書構成の充実に継続的に取り組み、情報提供を積極的に行う ことで利用の拡大を図ります。

また、学校図書館を効果的に運営できるよう、学校図書館支援センターの学校訪問や 運営相談を通じ、図書の選定やレイアウト等の環境整備、学校図書館の活用や利用促進に 関する助言を行い、継続的な支援に努めていきます。

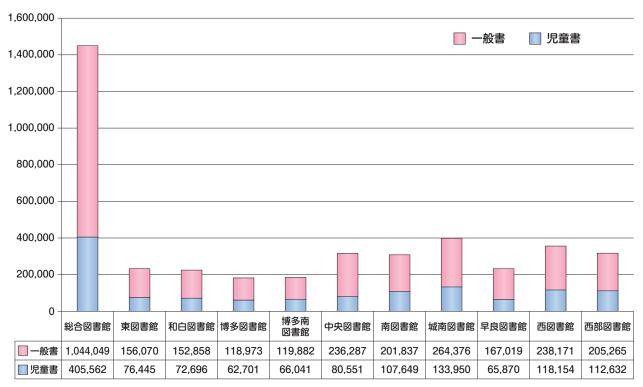
更に、団体貸出にて提供する読書活動用図書の貸出においては、利用しやすい方法を 検討し、広報に努めることで利用促進を図ります。

● 地域の読書活動の支援

公民館等に対し、団体貸出についての情報提供や、地域文庫活動に関する相談対応などの支援を継続します。

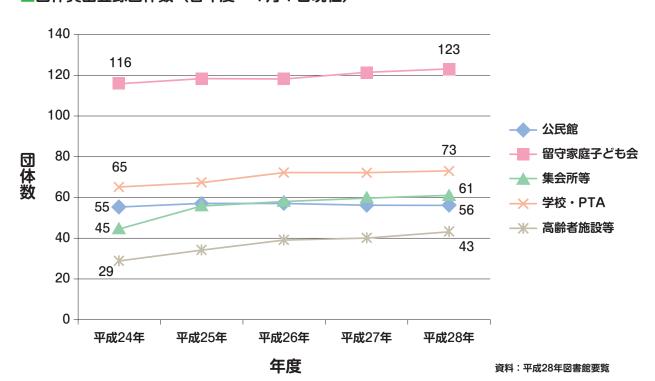
また,地域文庫マップを作成して,地域で活動する読書ボランティアの育成と資質の向上を目指して開催する「読書活動ボランティア講座」などを通じて配布し,地域のニーズに応じたボランティア活動につながるよう支援します。

■平成27年度 総合図書館、分館での個人貸出冊数



資料:平成28年図書館要覧

■団体貸出登録団体数(各年度:4月1日現在)





■ 施策一覧

取組	施策の方向				
取組分野		具体的施策	内容	担当局等	
	子と	どもの発達段階に応じた読書に親しむ機会の提供			
		児童図書,児童研究資料等の 収集,提供	子どもが読書の楽しみを発見し, 読書に親しむことができるよう児童図書, 児童研究資料等の収集を行います。	教育委員会	
図書館を中心と		子どもと本をつなぐ機会の 充実	「おはなし会」を実施し、幼少期から本につながる機会を提供します。また、「図書館の達人講座」や図書館見学、職場体験等を通じ、図書館利用の促進を図ります。	教育委員会	
中心とした読書活動の推進		図書館からの情報提供等の充実	「こどもとしょかんニュース」等の情報紙,ホームページによる新刊紹介や,図書館の利用案内等についての情報提供を充実します。また各年齢に応じたおすすめ本のリストを作成し配布します。	教育委員会	
		障がい等のある子どもの支援 の推進	児童図書等の資料の充実を図るととも に,特別支援学校等に,団体貸出や郵 送貸出等のサービスを周知します。	教育委員会	
			子ども向け点字図書,録音図書,CD 図書資料等の充実を図るとともに,子 どもや保護者への周知を図ります。	こども未来局	
	ヤン	ッグアダルト世代に対する読書 	活動支援		
		ヤングアダルト等への読書 サービスの充実	「ヤングアダルトコーナー」を図書館及び分館に設置し、年齢に応じた推薦図書の展示等を実施します。また、推薦図書リストを作成し配布するとともに、各学校と連携し、図書館利用の促進を図ります。	教育委員会	

取組分野	施策	その方向				
分野		具体的施策	内容	担当局等		
図書館を中心とした読書活動の推進	学杉	校図書館の支援【重点】				
		学校教育における読書活動の 推進支援	児童の主体的な読書活動を推進するために「小学生読書リーダー養成講座」 を実施します。	教育委員会		
		学校図書館との連携強化	学校図書館支援センターにおいて学習 支援用図書の充実に努めるとともに、 学校訪問の実施や学校図書館に関する 相談を受け付け、効果的運営について の助言や情報提供を行います。 また、団体貸出にて提供する読書活動 用図書については、利用しやすい貸出 方法を検討し、学校図書館への図書の 貸出の促進を図ります。	教育委員会		
	地域の読書活動の支援					
		公民館や地域文庫活動への 支援	公民館等へ団体貸出の情報提供を行い,文庫活動に関する相談に対応します。また地域文庫マップを作成して,「読書活動ボランティア講座」などを通じて配付し,周知に努めます。	教育委員会		





4. 家庭・地域・学校等の連携の推進

子どもたちが読書(本)の魅力に触れ、読書の楽しさを実感できるよう、家庭、 地域、学校、図書館がそれぞれ役割を認識し、多様な団体とも連携しながらこの 計画を推進していきます。

● 読書(本)の魅力の発信【重点】(P21再掲)

読書とは本来楽しいものであり、未知の世界とのわくわくするような出会いやドキドキするような冒険との出会いがあります。その楽しさや魅力を知らないまま成長し、大人になってしまうのはとても残念なことです。子どもたちに読書の楽しさを実感してもらうよう、読書(本)の魅力を乳幼児から高校生まで子どもたちの年齢や発達段階に応じて、家庭、地域、学校、図書館等が連携しながら発信していきます。

● 発達段階に応じた子どもと本とメディアのよい関係づくり【重点】(P21再掲)

近年メディアの発展には目覚ましいものがあります。大人のみならず、子どももスマートフォンをはじめとしたメディアに長時間使用する現状を踏まえ、メディアを適切に使い こなすためのメディアリテラシー教育を推進していきます。

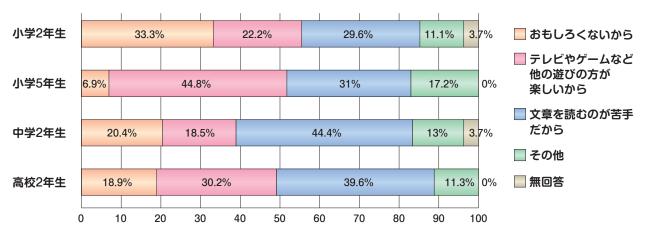
また、子どもの発達にとって読書がどのような意味をもつのか、通常の書籍だけではなく電子書籍も含め、子どもの年齢や発達段階に応じた望ましい読書のあり方を検討し、子どもと本とメディアのよい関係づくりを推進していきます。

● 家庭・地域・学校・図書館等が連携し課題解決を図るための体制の強化

子ども読書活動の関係機関が連携し、協力して課題解決を図るため、「福岡市子ども 読書活動推進会議」を設置して、定期的に会議を開催し計画の進捗状況の把握と検証を 行うとともに、課題解決のための協議を行います。

また, 各機関でボランティア等と連携し, 本の楽しさが伝わるよう施策の充実を図ります。

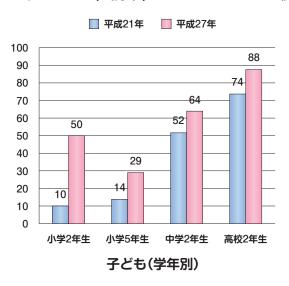
■子どもの読書が嫌いな理由【学年別】

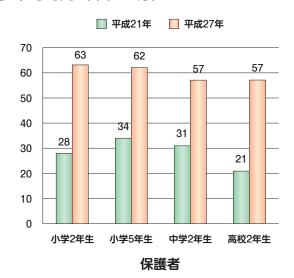


資料:子どもの読書活動に関する意識調査

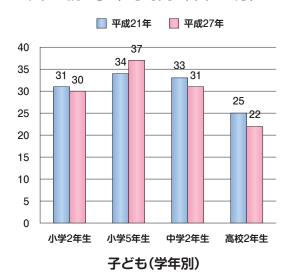
■平日における自由時間の過ごし方

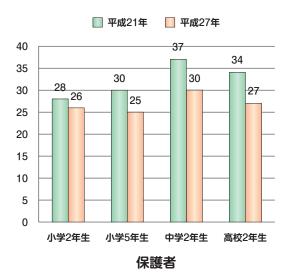
•「パソコン,携帯,スマートフォンを使う」平均時間(単位:分)





・「本を読む」平均時間(単位:分)





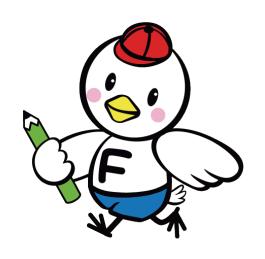
資料:子どもの読書活動に関する意識調査



■ 施策一覧

取組	施策の方向				
取組分野		具体的施策	内容	担当局等	
	読書(本)の魅力の発信【重点】				
		福岡市子ども読書フォーラムの充実	小中学校や図書館, ボランティア団体, 書店組合等と共働で, あらゆる年齢層に対し, 読書(本)の楽しさが伝わる内容を検討し, 実施します。	教育委員会	
家庭・地域		読書(本)の魅力に触れ合う きっかけづくり ≪新規≫	ホームページやSNS等を活用した情報発信や,コンテストなどにより,本の魅力を発信します。	教育委員会	
学	発達段階に応じた子どもと本とメディアのよい関係づくり【重点】				
- 校等の連携の推進		メディアリテラシー教育の 推進	保護者や子育て関係者等に, ワークショップ等を通じて, メディアを適切に使いこなすメディアリテラシー教育を推進します。	教育委員会	
		読書活動とメディアの関係 づくり ≪新規≫	発達段階に応じた読書活動とメディア の関係の検証を行い, 読書とメディア のよい関係づくりを推進します。	教育委員会	
		「福岡市子どもと本の日」と「共読」の推進	毎月23日の「福岡市子どもと本の日」や「共読」を活用し、「毎月23日はノーメディアデー」、「共読を楽しもう」などの啓発を、家庭・地域、学校等へ広げます。	教育委員会	

取組分野	施策					
		具体的施策	内容	担当局等		
	家庭	家庭・地域・学校・図書館等が連携し課題解決を図るための体制の強化				
家庭・地域・学校等の連携の推進		子ども読書関係団体との連携による子ども読書の推進	官民共働の「福岡市子ども読書活動推進会議」を設置し、計画の進捗管理を図り、子どもの読書活動に関する情報共有、連携した課題解決をすすめます。	教育委員会		
		PTAとの連携による家庭 での読書活動の推進	市PTA協議会と連携し、保護者を対象に読み聞かせの楽しさや重要性を伝える講座を実施します。また「読み聞かせ」=「共読」についても、周知します。	教育委員会		
		保育所における関係機関・ 地域ボランティアとの連携の 推進	地域の乳幼児の親子に、絵本の楽しさ や親子ふれあいの重要性を知らせるため、公民館や子育てサークル、ボラン ティアとも連携し読み聞かせ等を実施 します。	こども未来局		
		障がい児通所支援施設等に おける関係機関・地域ボラン ティアとの連携による取組み の充実	出版業者, 点字図書館, おもちゃ図書館, ボランティア団体等と連携し, 障がい等のある子ども向けの図書の作成・充実を図り, 保護者等に活用を進めます。	こども未来局		



用語解説

【朝読書】

読書活動の充実を図るために、各小・中学校が、読書をする時間を週時程(時間割)に位置づけて行っている活動で、朝に実施していることが多いのでこのように呼ばれている。

【学校司書】

司書資格を有するもので、司書教諭と連携協力して読書活動に取り組むことを目的として配置している。平成8年度から配置を開始している。平成28年度現在、36名配置。

【学校図書館支援センター】

学校図書館が持つ「読書センター」「学習センター」「情報センター」の各機能が十分に発揮されるように、学校や学校図書館関係者を支援することを目的とする。福岡市では平成27年度から本格的に事業を開始した。主な業務は、学校図書館の運営に関する質問や相談の対応、要請および計画による学校訪問、学習支援用図書(小・中学校向け)の貸出し、各種情報発信など。

【学校図書館全体計画】

校長のリーダーシップのもと、計画的・組織的に学校図書館教育を運営し、評価するための計画で、各学校における学校図書館教育の基本方針・各学年の目標・具体的な取組み等を位置づけたもの。

【学校図書館ボランティア】

各学校の校長の教育方針のもと、学校図書館内の本の貸出・返却・整理の補助、 掲示物作成, 蔵書のデータベース化の補助, 読み聞かせなどに携わるボランティア。

【子育て交流サロン】

公民館などの地域の身近な会場で、地域の子育てサポーターが見守る中、乳幼児の親子が集い、自由に過ごすことができる場所。

【子ども読書フォーラム】

読み聞かせボランティアなど、子どもの読書活動に関わる各市民団体等との 共働による子どもを対象にした読書活動推進のためのイベント。平成 17 年度 から年1回開催。

【子どもプラザ】

0

ر

ر

-

-

-

0

0

0

0

0

ر

0

0

-

-

-

-

0

-

-

0

-

-

0

0

-

-

-

-

0

0

0

乳幼児親子がいつでも気軽に訪れ、自由に遊ぶことができる場所で、親子同士 の交流や相談もできる、地域における子育て支援拠点。

【司書教諭】

司書教諭の講習を修了した者で、学校図書館の専門的職務を掌る。具体的には、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う。また、学校図書館法において、12 学級以上の学校には必ず置かなければならないと定められている。

【障がい児通所支援施設】

心身に障がいのある児童が日常生活における基本的動作や,独立自活に必要な 知識・技能、集団生活への適応のための訓練などを受けるための施設など。

【小学生読書リーダー】

教育委員会主催の「小学生読書リーダー養成講座」を受講し、認定証を受領した児童。「読書リーダー」に認定された児童は、講座で学んだ知識や技能を自校の図書委員会などにおいて、他の児童に還元する活動を行うことにより、小学校期における読書活動の活性化を図る。

【調べ学習】

各教科や総合的な学習の時間において、学習で生まれた疑問や自己の課題解決のために、学校図書館の資料を活用して行う学習活動を指すことが多い。調べ学習に対応するための「学習センター」「情報センター」としての学校図書館の役割が重要になる。

【スタンバード文庫】

ブックスタートに続く事業として、就学前の幼児を対象とした絵本を地域住民の利便の良い公民館に100冊配置した。これを「福岡スタンダード」推進キャラ

クターの「スタンバード」にちなみ、「スタンバード文庫」と名付けた。平成 24 年度~ 27 年度で配本を完了した。

【ストーリーテリング】

語り手が物語を覚えて、本を見ないで語り聞かせること。物語は聞いている 人がイメージをふくらませやすいものが選ばれ、昔話はその代表的なものである。

【団体貸出】

図書館が地域や職域の団体やグループ,施設などに図書館資料をまとめて貸出しすること。福岡市では、貸出冊数を 1,000 冊以内、期間を $3\sim6$ か月とし図書館車等で配本している。

【地域文庫】

個人やグループが、公民館や集会所を拠点として、地域住民への読書活動を行う私設の図書館のこと。

【点字図書】

点字で書かれた図書。

【読書ボランティア】

読書を普及・促進するための活動に携わるボランティアの総称。

【特別支援教育】

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、知的な遅れのない発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒への教育にとどまらず、 障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつさまざまな人々が生き生きと 活躍できる共生社会の実現を目指すものである。

【共読(ともどく)】

-

0

-

9

0

0

0

-

0

-

ر

0

-

-

-

-

0

-

-

0

-

0

-

0

-

-

-

-

0

-

0

ひとりでなく,保護者・友達・先生など複数の人と一緒に本を読んだり,読ん だ本について感想を話し合ったりして,読書を楽しむことを表現する言葉。

【ブックスタート】

4か月児健診時に、赤ちゃんと保護者に絵本を開く楽しい体験といっしょに 絵本を手渡し、心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる活動。

【メディアリテラシー】

次の3つを構成要素とする、複合的な能力のこと。

- 1. メディアの情報を主体的に読み解く能力。
- 2. メディアにアクセスし、活用する能力。
- 3. メディアを通じコミュニケーションする能力。特に、情報の読み手との相互作用的(インタラクティブ)コミュニケーション能力。

【ヤングアダルト】

中高生を中心とする 12 歳から 18 歳ぐらいまでの児童と成人の中間に位置する年齢層のこと。

【郵便貸出】

図書館への来館が困難な利用者に対して図書の貸出・返却を, 郵送によって行うこと。

【読み上げ冊数】

児童生徒の読書状況を調査する際に用いる用語で、学校内外を問わずに 1 か月間で読んだ本の冊数のことを言う。

【読み聞かせボランティア】

読書ボランティアの中で、読み聞かせ活動に主体をおいたボランティアのこと。

【録音図書】

視覚障がいのある方にも読書に親しんでもらうため、書籍のテキストを音訳 して CD 等のメディアに録音したもの。

資料編

福岡市子ども読書活動推進計画 (第3次) 策定の経過

月日	内 容
平成13年12月12日	子どもの読書活動の推進に関する法律 施行
平成14年8月2日	子どもの読書活動に関する基本的な計画 策定
平成16年2月	福岡県子ども読書活動推進計画 策定
平成17年3月	福岡市子ども読書活動推進計画 策定
平成20年3月	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第二次)策定
平成20年6月6日	国民読書年に関する決議
平成22年3月	福岡県子ども読書活動推進計画(改訂版) 策定
平成23年5月	福岡市子ども読書活動推進計画(第2次) 策定
平成27年10月~11月	子どもの読書活動に関する意識調査及び読書活動団体実態調査実施
平成28年5月31日	第1回福岡市子ども読書活動推進計画関係課会議開催
平成28年7月27日	第2回福岡市子ども読書活動推進計画関係課会議開催
平成28年8月	福岡県子ども読書活動推進計画(改訂版) 策定
平成28年8月9日	第1回福岡市子ども読書活動推進計画策定検討委員会開催
平成28年11月4日	第3回福岡市子ども読書活動推進計画関係課会議開催
平成28年11月15日	第2回福岡市子ども読書活動推進計画策定検討委員会開催
平成28年12月22日	福岡市子ども読書活動推進計画(第3次)素案
~平成29年1月23日	パブリック・コメント(市民からの意見募集)実施
平成29年2月3日	第4回福岡市子ども読書活動推進計画関係課会議開催
平成29年2月17日	第3回福岡市子ども読書活動推進計画策定検討委員会開催
平成29年2月	福岡市子ども読書活動推進計画(第3次)策定

福岡市子ども読書活動推進計画関係課会議設置要綱

(設置目的)

第1条 子どもの読書活動の推進,充実及び環境整備を図ることを目的に,教育委員会が「福岡市子ども読書活動推進計画(第3次)(以下「第3次計画」という。)」を策定するにあたり,行政各分野から必要な事項を検討するため,福岡市子ども読書活動推進計画関係課会議(以下「関係課会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 関係課会議は、次の事項を所掌する。
- (1) 第3次計画の計画案の作成に関すること。
- (2) その他読書活動推進計画に関すること。

(構成)

第3条 関係課会議は、別表1に掲げる課長をもって構成する。

(座長)

第4条 関係課会議を総理するため座長を置く。座長には、教育委員会教育支援部生涯学習課長をもってあてる。

(会議)

- 第5条 関係課会議は、座長が招集する。
 - 2 関係課会議は座長が議事を進行する。
 - 3 座長は、必要に応じて構成員以外の出席を求めることができる。

(設置期間)

第6条 関係課会議の設置期間は、この要綱の施行の日から第3次計画の策定が終了するまでとする。

(庶務)

第7条 関係課会議の庶務は、教育委員会教育支援部生涯学習課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、座長が定める。

附則

この要綱は、平成28年4月22日から施行する。

※別表 1 福岡市子ども読書活動推進計画関係課会議構成

分 野	所 属
子ども行政	こども未来局こども部こども発達支援課長
丁乙旬11以	こども未来局子育て支援部指導監査課長
コミュニティ行政	市民局コミュニティ推進部公民館支援課長
	教育委員会総務部教職員課長
	教育委員会教育支援部教育支援課長
	教育委員会教育支援部学務支援課長
教育行政	教育委員会指導部学校指導課長
教 月1J以	教育委員会指導部発達教育センター所長
	教育委員会教育センター研修・研究課長
	教育委員会総合図書館図書サービス課長
	教育委員会教育支援部生涯学習課長



福岡市子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 子どもの読書活動の推進,充実及び環境整備を図ることを目的に,教育委員会が「福岡市子 ども読書活動推進計画(第3次)(以下「第3次計画」という。)」を策定するにあたり、幅広い 視点からの意見を聴取し、もって計画策定に資するため、福岡市子ども読書活動推進計画策定検討 委員会(以下「策定検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 策定検討委員会は、教育長の求めにより教育委員会が策定する第3次計画の策定段階に応じ次 の事項について意見を述べる。
 - (1) 第3次計画案に関すること。
 - (2) その他子どもの読書活動に関すること。

(策定検討委員会の組織)

- 第3条 策定検討委員会は,別表1に掲げる委員をもって構成する。
 - 2 委員の互選により、委員長及び副委員長をおく。
 - 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - 5 委員の任期は、第3次計画の策定が終了するまでとする。

(会議の招集)

- 第4条 策定検討委員会は、委員長が招集する。
 - 2 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 会議は原則としてこれを公開する。ただし,委員長が,会議における審議の内容が福岡市情報 公開条例第7条各号に掲げる情報(非公開情報)に関するものであると認めるとき,又は,会議を 公開することにより,当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認めるときは,この限りでは ない。

(設置期間)

第6条 策定検討委員会の設置期間は、この要綱の施行の日から第3次計画の策定が終了するまでとする。

(事務局)

第7条 策定検討委員会の事務局は、教育委員会教育支援部生涯学習課に置くものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成28年4月22日から施行する。

第 2 章

※別表1 福岡市子ども読書活動推進計画策定検討委員名簿

(敬称略)

分 野	所属·役職		氏 名	
学識経験者	佐賀女子短期大学 教授	白根	恵子	
社会教育関係者	福岡市社会教育委員会議 委員長	松尾	祐作	
	中学校図書館教育研究会 会長(多々良中央中学校校長)	瀧口	博之	
	小学校図書館教育研究委員会 委員長(名島小学校校長)	吉田	祐子	
学校図書館関係者	司書教諭(下山門中学校教諭)	井田	和志	
	学校司書 (勝馬小学校,和白小学校,和白中学校,志賀中学校)	田中	恵	
	特別支援学校校長 (若久特別支援学校)	小﨑	俊司	
家庭教育関係者	福岡市PTA協議会 副会長		由美	
	ブックスタートボランティア (絵本ふれあいタイムボランティア南区代表)	北﨑	公子	
ボランティア活動者	学校図書館ボランティア (福岡市学校図書館よみきかせボランティアネットワーク代表)	梶田	由美子	
	図書館おはなしボランティア (福岡おはなしの会代表)	香川	純子	
	地域文庫活動者(しおかぜ文庫代表)	小森	厚子	
図書館関係者	図書館司書 (総合図書館読書相談員)		尚樹	
コミュニティ関係者	公民館長 (高取公民館館長)		憲子	
書店組合	書店組合代表(福岡県書店商業組合理事長)		寛	
利.立体批用. /Q 吞用	幼稚園園長(福岡市私立幼稚園連盟副会長·山王幼稚園園長)	石田	賢_	
私立幼稚園・保育園	主任保育士(福岡市私立保育士会副会長・星の原団地保育園)	小幡	悦子	



国民読書年に関する決議(平成20年6月6日)

<衆議院本会議>

国民読書年に関する決議(第一六九回国会,決議第二号)

文字・活字は人類が生み出した文明の根源をなす崇高な資産であり、これを受けつぎ、発展させて心豊かな国民生活と活力あふれる社会の実現に資することは、われわれの重要な責務である。

しかしながら, 我が国においては近年, 年齢や性別, 職業などを超えて活字離れが進み, 読解力や言語力の衰退が我が国の精神文明の変質と社会の劣化を誘因する大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我が国の国会はこうした危機意識から、平成十一年(西暦一九九九年)に「子ども読書年に関する決議」を衆参両院で採択、平成十三年(西暦二〇〇一年)には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定、さらに平成十七年(西暦二〇〇五年)には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を政府とともに進めてきた。

学校における「朝の読書運動」の急速な浸透, 読書の街づくりの広がり, 様々な読書グループの活性化など, 国民の間の「読み・書き」運動の復活, 振興などはその効果の顕著な例である。

こうした気運の一層の発展をめざし、われわれは「文字・活字文化振興法」の制定から五年目の 平成二十二年(西暦二〇一〇年)を新たに「国民読書年」と定め、政官民協力のもと、国をあげて あらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

<参議院本会議>

国民読書年に関する決議

文字・活字によって、人類はその英知を後世に伝えてきた。この豊穣で深遠な知的遺産を受け継ぎ、さらに発展させ、心豊かな社会の実現につなげていくことは、今の世に生きる我々が負うべき重大な責務である。

しかし, 近年我が国でも「活字離れ」と言われて久しく, 年齢層を問わず, 読書への興味が薄れていると言わざるを得ない。これが言語力, 読解力の衰退や精神文明の変質の大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我々はこの事実を深刻なものと受け止め、読書の価値を見直し、意識の啓発を目指し、政府と協力してあらゆる活動を行ってきた。一九九九年に「子ども読書年に関する決議」を両院で採択、二〇〇一年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を立法、さらに二〇〇五年には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を推し進めてきた。

それらに呼応して「朝の十分間読書活動」の浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書に関する市民活動の活性化など、読書への国民の意識は再び高まりつつある。

この気運を更に高め、真に躍動的なものにしていくため、二〇一〇年を新たに「国民読書年」と定めたいと思う。これにより、政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。 右決議する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を 踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する義務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの 読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるも のとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に 積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

- 第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る ため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本 計画」という。)を策定しなければならない。
 - 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
 - 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

- 第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
 - 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下)「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
 - 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
 - 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
 - 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するように 努めなくてはならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため 必要な財政上の措置その他の措置を講じるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。



福岡市子ども読書活動推進計画 (第3次)

発 行/平成29年2月

編集·発行/福岡市教育委員会教育支援部生涯学習課

所 在 地/〒810-8621 福岡市中央区天神 1 丁目8番1号

電 話/092-711-4655

F A X / 092-733-5538